

消防災第 79 号  
令和 2 年 4 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について（通知）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各地方公共団体におかれては、この度の新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご尽力をいただいているものと承知しております。

大規模災害発生時においては、救助活動など初動時の応急対策を迅速・的確に行うため、また、関係機関との調整をより円滑・的確に行うため、災害対策本部を設置することなどにより対応していただくこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症拡大防止に万全を期すため、今後の災害対応に係る災害対策本部の運営等に際しても、例えば、以下の点に留意するなど、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進していただきますようお願いいたします。

- 1 災害対策本部設置場所の工夫
- 2 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- 3 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- 4 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- 5 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- 6 電話やTV会議システム等の活用

貴職におかれましては、貴管内市区町村にもこの旨ご周知いただきますようよろしくお願いたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

<問合せ先>

○消防庁国民保護・防災部防災課  
神田災害対策官、亀田係長  
TEL: 03-5253-7525 FAX: 03-5253-7535